

## 体調不良児預かりについての同意書

保護者 \_\_\_\_\_ (以下、甲)は、健軍さかえ保育園(以下、乙)が下記の条件及び要綱で実施する「体調不良発生時の預かり対応」の内容を確認認知し、署名捺印にて同意する。

「体調不良児対応」とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図ることである。

また、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な一時的対応や預かりを必要とする児童（以下「体調不良児」という）

- ① 回復室は、乙園内の規定遵守の面積及び体調不良児スペースで、衛生面に配慮された場所、また、体調不良児の安静が確保される場所とする。
- ② 職員の配置は、基準を厳守し、「看護師等1名以上を配置」し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする。
- ③ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。
- ④ 体調不良発生時の甲への連絡は、体温基準 37.5 度を超えた時点とし、即時のお迎えを原則とする。  
ただし、体温が 38.5 度を超えた場合や緊急性のある状態や重篤な状態が確認された場合は、お迎えを待たずに救急搬送などの処置を実施することとする。
- ⑤ 体調不良発生時の預かり時間については、甲への連絡後に甲が乙にお迎えに来た時点迄とする。※病児・病後児保育のような延長保育ではない。  
※あくまでも、体調不良発生時に保護者へ連絡しお迎えが来るまでの預かりである。
- ⑥ 甲は、乙からの連絡後、速やかにお迎えに来ること。
- ⑦ 体調不良児の預かり時間は、乙の基本開園時間の「9時00分～17時00分」（月曜日から金曜日）迄としそれ以降の預かりはしないものとする。  
※閉園時間を過ぎても、「甲へ連絡が取れない場合」「甲のお迎えが来ない場合」は、救急搬送または適正交通手段にて必要機関に移動することとする。
- ⑧ この書は、甲が署名捺印し、両方一通ずつ保管する。

健軍さかえ保育園 殿

令和 年 月 日

以上、上記内容を確認し同意します。

【甲】 [保護者名] \_\_\_\_\_ 印

[住 所] \_\_\_\_\_

[連絡先] \_\_\_\_\_